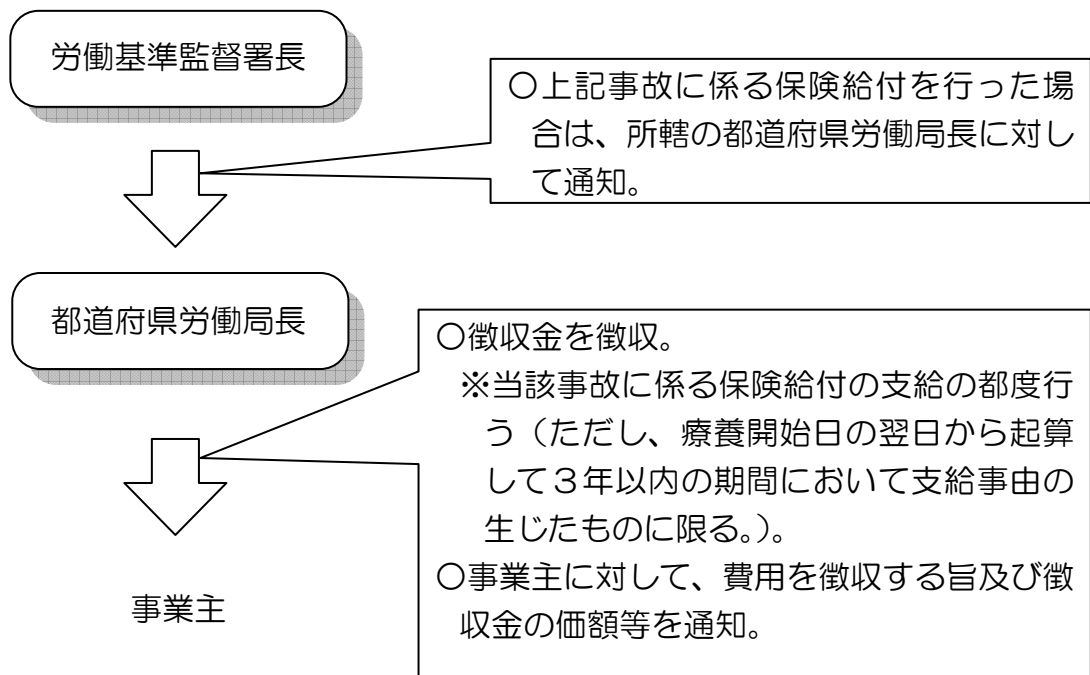


費用徴収制度について

- 事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害について保険給付を行った場合には、事業主の注意を促すため、政府はその保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができることとされている(労災保険法第31条第1項第3号)。
- 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故とは、以下の場合に生じた事故である。
 - ① 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。
 - ② 法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。
 - ③ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生の危険が明白かつ急迫であるため、事業主が監督行政庁より直接的かつ具体的な措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。



【参照条文】

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故については保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）

中に生じた事故

二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

（第2項から第4項まで 略）

参考：費用徴収状況（労災保険法第31条第1項（第3号）関係）

	決定件数	決定金額
平成14年度	503件	約1億1千万円
平成15年度	494件	約1億3千万円
平成16年度	526件	約1億1千万円
平成17年度	556件	約1億1千万円
平成18年度	616件	約1億2千万円

<費用徴収事案の具体的事例>

- ① 法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき。
 - 工場の天井近くに設けられたつり足場で梁に堆積した粉じんを取り除く作業を行っていたところ、作業床の端の開口部に墜落防止用ネットを張る等の措置が講じられておらず、つり足場から6.9メートル下方の工場床面に墜落し、死亡した。
 - 大根皮剥機を高さ54cmの作業台の上へ移動させるため、フォークリフトの左爪に大根皮剥機を乗せ、それを押さえるために爪を跨いで乗っていた被災者がヘルメットを着用しておらず、大根皮剥機とともに墜落し、死亡した。
 - 商品を圧縮梱包する機械で作業中、ベルトコンベヤーの下に落ちたビニール袋などを拾おうとしてコンベヤーの下に入ったところ、コンベヤープーリーに覆い囲いが設けられておらず、動いていたコンベヤーの突起に体が接触しコンベヤープーリーの覆いの中に体が引き込まれ、死亡した。
 - 工事に係る測量作業を行っていたところ、同僚が無資格で運転していた土砂運搬のための不整地運搬車が、当該作業現場付近を通過する際接触し、死亡した。
 - 冷蔵室の中でフォークリフトを用いた荷物の運搬作業中、無資格で運転していた被災者が、パレットの荷が崩れそうになったため、これを直そうと運転席前方から身を乗り出したところ、チルトレバーに触れてしまい、車体側に傾いたマストの水平部とヘッドガードの間に頭部をはさまれ、死亡した。

- 低圧の充電電路であるクラブトロリ式天井クレーンの絶縁皮膜のない7本のトロリ線に近接する場所であるクレーンのアウトガーダ上で、電路であるマグネットスイッチの点検の電気工事の作業を行わせた際、トロリ線に絶縁用防具が装着されておらず、被災者がトロリ線に接触して感電し、死亡した。
 - 鋳物製造業を営む事業場において、ベルトコンベヤーの北端の地下にあるベルト、プーリー付近において、被災者に作業を行わせるにあたり、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる非常停止装置を備えておらず、被災者はコンベヤーにまきこまれ、死亡した。
 - 解体工事現場において、鉄骨造スレート葺き建物の屋根材撤去作業中、安全帯の使用、歩み板、防網の設置等危険防止措置が講じられておらず、プラスチック板で葺かれた屋根を踏み抜き、8.25メートル下の床面に墜落し、脱臼骨折により脊髄損傷となり、障害等級第1級の3と認定された。
- ② 法令に危害防止のための直接的措置が規定されているが、その規定する措置が具体性に欠けている場合に、事業主が監督行政庁より具体的措置について指示を受け、その措置を講ずることを怠ったために事故を発生させたと認められるとき。
- 光線式安全装置の切替えスイッチの配線を改変し、安全装置の意味をなさないようにしていたプレス機械を労働基準監督署から指摘され、使用停止命令を受けていたにもかかわらず、これを無視し労働者に作業させ、右手示指、中指を切断した。